

鳥取県訓令第13号

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理者（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第15条第1項</u>の規定により設置された会計管理者をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（<u>鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。</u>）の長（総合事務所にあっては局長と、農林事務所にあっては東部農林事務所長及び東部農林事務所八頭事務所長とする。）をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 IT統括監（<u>地域振興部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理者（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第1項</u>の規定により設置された会計管理者をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関の長（総合事務所にあっては局長）をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 IT統括監（<u>企画部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。